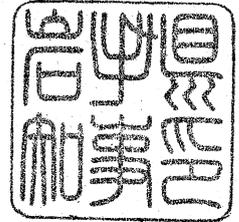


水振第 47-3 号  
令和 6 年 5 月 31 日

岩手海区漁業調整委員会  
会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



令和 6 管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま）の漁獲可能量の変更  
について（諮問）

令和 6 管理年度におけるさんまの漁獲可能量について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）  
第 16 条第 1 項の規定による知事管理漁獲可能量を変更したいので、同条第 5 項で準用する  
同条第 2 項により、貴委員会の意見を求めます。



担当：農林水産部水産振興課  
資源管理担当 平嶋  
Tel：019-629-5815  
Fax：019-629-5824  
E-mai：m-hiraisma@pref.iwate.jp

(案)

令和6管理年度(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間をいう。)における岩手県の特定水産資源の漁獲可能量のうち、さんまについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項に定める数量を、次のとおり変更する。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
さんま	全ての 漁業	左記漁業がさん まの採捕を行う 全ての水域	漁獲量の 総量	380 トン	20 トン (5%)を県 の留保とする
まあじ	全ての 漁業	左記漁業がまあ じの採捕を行う 全ての水域	漁獲量の 総量	現行水準	
まいわし 太平洋系群	全ての 漁業	左記漁業がまい わし太平洋系群 の採捕を行う全 ての水域	漁獲量の 総量	17,765 トン	935 トン (5%)を県 の留保とする

## 令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま）の漁獲可能量の変更について

改 正 後						現 行					
令和6管理年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源 <u>の漁獲可能量のうち、さんま</u> について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量を、次のとおり <u>変更</u> する。						令和6管理年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源 <u>（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群）の漁獲可能量</u> について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。					
特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理漁獲可能量	備考	特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理漁獲可能量	備考
さんま	(略)	(略)	(略)	<u>380</u> トン	20トン（5%）を県の留保とする	さんま	(略)	(略)	(略)	<u>475</u> トン	25トン（5%）を県の留保とする
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
改正理由 農林水産大臣から、さんまの本県漁獲可能量の変更に係る通知があったことから、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を変更する。											